



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 57 2008年06月30日

台湾特許(実用新案・意匠)出願の審査に係る指定期間の計算について

経済部知的財産局より、2008年9月1日以降、特許出願、実用新案登録出願及び意匠出願に対する初審査及び再審査に係る通知書における指定期間の計算について、現行の日単位から月単位に変更することが2008年06月26日付で公表されました。

また、期間の起算日は従前通り通知書送達日の翌日ですが、その末日は、最後の月においてその起算日に相当する日の前日となります。

但し、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日となり、更に、その末日が行政機関の休日になるときは、その休日の翌日をもってその期間の末日となります。

例えば、次のような例が挙げられます。

- (1) 指定期間は3ヶ月とし通知書の送達日が8月31日である場合は、9月1日が起算日となり、11月30日がその期間の末日となります。
- (2) 指定期間は3ヶ月とし通知書の送達日が8月30日である場合は、8月31日が起算日となり、11月30日がその期間の末日となります。
- (3) 期間の末日が10月10日(国の祭日)の場合は、その翌日である10月11日がその期間の末日となります。

なお、2008年08月31日以前に発送された通知書に係る日計算による指定期間については、その満了日の認定は出願人に不利にならないよう考慮されます。

以上